

## 日本近代国家成立期の諸問題

京浜歴史科学研究会では従来、毎月行われている例会（「『神奈川県史』を学ぶ会」）のほかに地域の歴史を学ぶための方法的な学習会を定期的に行ってきた。その活動のうちここでは一九八八年三月に合宿形式で行われた討論会の成果を発表しておきたい。遠山茂樹編『近代天皇制の成立』（岩波書店、一九八七年一月刊）をテキストとして会員の有志が論文の内容紹介と疑問点・意見を出しあい、全体として日本近代国家の成立期における問題を討論した。

### 日本近代国家論の根本問題

——遠山茂樹「天皇制と天皇」

によせて——

奥田晴樹

京浜歴史科学研究会は、一九八八年の春合宿で、遠山茂樹編『近代天皇制の成立』（岩波書店、一九八七年一月）をとりあげ、所収各論文について、各参加者が分担して内容の紹介と論評にあたり、全員の討論で検討を行なった。筆者の分担は、編者の巻頭論文であった。

遠山論文は、表題のとおり「天皇制と天皇」という日本近代国家を理解する上での根本問題に、歴史研究がはたすべき今日的な社会的責務を自覚して取り組んでいる。同論文は次の四節からなる。

- 一、天皇制という概念
- 二、王制復古直後の天皇制
- 三、明治天皇の地方巡行

むすび——天皇の原体質

第一節で「天皇制」研究の理論史、研究史を今日的な課題意識に立って整理し、そこで示唆された本論文の基軸論点を、第二、三節で「天皇制」が日本近代国家にどうビルド・インされたかをその国家形成過程の史実に即して実証し、むすびでそこで獲得された形質を「天皇」の原体質として確認する。

本論文の焦点は、「天皇制」（Ⅱ権力機構）と「天皇」（Ⅱイデオロギー的機能）が区別、従って分離できるか、という問題である。これは、日本近代国家理解上の根本問題であるにとどまらず、今日の日本の国家、そして政治のあり方を考える上でも、歴史研究が国民に提供しなければならない、必須の歴史認識の一つでもある、と本論文では考えられている。

以下、この問題を中心に、本論文の内容、論文を概観し、若干のコメントを試みたい。

### ①

社会科学、そして歴史学上の概念としての「天皇制」は、一九三〇年代初頭、マルクス主義の立場からする現状分析の要として成立した。すなわち、コミンテルンが作成した「三二年テーゼ」の中に、「天皇制」が一定の内容規定を与えられた概念として登場して来るのである。①以上の通説的見地を確認した上で、本論文は、次の三つの新しい論点を提示する。

①「三二年テーゼ」における「天皇制」概念は、コミンテルンの創作ではなく、日本側の翻訳者の創意にかかって成立した。原文はドイツ語の *Monarchie* であり、ストレートに訳せば「君主制」という普通名詞、従って普遍的な概念となる。翻訳者は、「君主制」一般では押しきれぬ独自制を合意させる必要を認めて、これを「天皇制」という固有名詞、従って特殊個別的な概念を有する訳語をあてた。

②翻訳にあたって、かかる創意が発揮された背景には、「三二年

「テーゼ」成立以前から、のちの「天皇制」という概念に結集する認識内容が、日本国内で蓄積されて来たことがある。「三二年テーゼ」に先行する「二七年テーゼ」では同じ原語を、「君主制」と翻訳してはいたものの<sup>②</sup>、日本国内でその内容を理解し普及する段階で、特有の天皇崇拜（＝天皇主義）を随伴した「天皇制」という形に、次第に具体化されていった。

③通説では、日本国内で作成され、のちコミンテルンによって否定された「三一年政治テーゼ草案」は、日本の支配体制における、「天皇制」の役割を過少評価したとされている。しかし、かならずしもそうは言えない。むしろ、「二七年テーゼ」↓「三一年政治テーゼ草案」↓「三二年テーゼ」と、「天皇制」の概念は連続的・発展的に形成されたとみるべきである。「天皇制」の概念は、コミンテルンからの輸入品ではなく、日本国内の階級闘争の所産と考えられる。

以上が、本論文の基軸論点の第一である。

### (E)

「三二年テーゼ」以後、「天皇制」の認識は、「君主制」一般で律しきれぬ特殊性の分析が不十分で、それ以上深まってい行かない。ここでは、①「天皇」と「天皇制」の区別と関連、②天皇信仰・排外主義・愛国主義の相互関係およびそれらと「天皇制」との関係、の究明が求められていた。つまり、「天皇制」がもつ「君主制」としての普遍性とそれに解消できない特殊性との関連、そしてその特殊性を生み出している「天皇制」の権力機構とイデオロギー両面にわたる内部構造の解明が一向に進まなかったのである。

こうして敗戦をむかえ、「天皇制」も大きく変容する。敗戦直後の「天皇制」論に多大な影響を与えた「岡野、田中の手紙」の論理は、①「天皇制」と「天皇」の半宗教的役割とを区別し、両者を分離可能とし、②日本の民主化を徹底するために国民世論の一致を得にくい「天皇」の存続の可否についての議論を棚上げにした。③そ

の一方で、占領軍は、「天皇制」の権力機構を解体し、そこから、「天皇」を分離し、その半宗教的役割を前面に押し出して、「象徴天皇」を誕生させた。

つまり、本論文が最も問題としている「天皇制」と「天皇」は区別、従って分離し得るかという点を、「天皇制」認識の深化を欠いたまま、換言すれば理論的根拠が薄弱な状態で、「岡野、田中の手紙」の論理はあっさり分離可能とし、「手紙」がシナリオを描いた分離劇は占領軍の手で上演されたというわけである。もちろん、本論文は、こうはつきり述べてはいない。しかし、その趣旨はこう読み取れるが、如何だろうか。

本論文は続いて、戦後の「天皇制」研究を概観する。すなわち、戦前の「天皇制」論の論点を整理した下山三郎、「天皇制」の絶対主義的性格の内容、役割の歴史的变化を追究した中村政則、「天皇制」にまつわるイデオロギーや大衆の意識、心理を分析した石田雄・藤田省三・神島二郎・色川大吉・安丸良夫らの研究についてである。もっとも、これらの研究が、本論文の課題意識に即した場合、どう位置づくのか（あるいは位置づかないのか）はふれられていない。それに言及しないことが何を意味するかは、読者に読み取れということなのだろうか。

次に一転して、現在の「天皇」について論じて、第一節をしめくくる。日本国憲法下の「天皇」は、①厳密には「天皇制」（権力機構）ではないが、②「天皇」の存在と機能が国家イデオロギーに働きかける力は無視できない。要するに、権力はないが、体制サイドの政治的役割ははたしているというのである。

そうした現状認識の下に、本論文は、その理由を、古代以来の伝統に加えて、近代国家の権力機構としての「天皇制」の中で鑄造された性格を、現在の「天皇」が継承していることに求める。ここには、戦後の変容にもかかわらず、「天皇制」と「天皇」が分離し得なかった、さらには元来、両者は分離しえないのではないか、という本論文の基軸論点の第二が示唆されている。

第二の基軸論点を、「天皇制」が近代国家にビルド・インされる過程での「天皇制」と「天皇」の連関に即して展開したのが、第二節以下である。

#### 四

第二節では、維新政府が示す「天皇」像が、①「仁政」の主体たる「仁君」、②「国体」讚美論を総動員して美化された「国体」の中核ニ本体、③文明開化の率先者、の三側面をもち、「御一新」(仁改革)と「仁政」のシンボルであったことを確認する。

第三節では、明治天皇の地方巡行が、①東北地域の掌握、とくに沿道の官吏・警察・軍隊を掌握して、西南地域の反政府運動に対抗する目的で実施され、②小学校生徒を大動員して、教育の国家主義化、軍国主義化のきっかけとなり、③豪農・豪商層の期待と支持を獲得し、④民衆の人神信仰や生き神信仰を、神道政策を媒介として天皇崇拜へと包摂して行くことになる、と分析する。

かように、「天皇制」が近代国家にビルド・インされる過程において、「天皇」のイデオロギーの機能が決定的な役割を演じたことをおさえる。そうして、むしろでは、一八七〇年代末から八〇年代初の自由民権運動の高揚期で「天皇制」の権力機構から「天皇」を分離する最初のテスト・ケースだったとした上で、自由民権派首脳部が「天皇」政権の開明的側面を評価する傾向が強い一方で、権力側は民権運動の大衆化に対して「天皇」を開明的な啓蒙君主としてではなく、絶対的権威を有する存在として強調するようになり、結果的には後者のヘゲモニーの下で「天皇」の立憲君主化に歯止めがかかって、「天皇制」の近代国家へのビルド・インが完了する、と説く。本論文は、ここであらわれた「天皇制」と「天皇」の関係を「天皇の原体質」だとし、それを結論とする。

「天皇制」と「天皇」は、近代国家において元来、不可分離な関係のもとに形成され、両者を分離する最初のテスト・ケースである自由民権期でも分離し得なかった。本論文は、かかる歴史認識に、前述した「天皇制」に関する理論史の理解と現状把握をあわせ、

「天皇制」と「天皇」を区別、従って分離し得るとの通念に反省を求めていると言えよう。

#### 五

本論文の基軸論点の第一である、「天皇制」概念の自前性の強調は、現今の研究動向との関連では、戦前における革命論、従って国家論に対するコミンテルン・サイドからの理論的影響を決定的なものと看做す加藤哲郎の一連の研究への批判を含蓄していることは多言を要しない。(4)本論文の説く「二七年―三一年―三二年」連続発展説がはたして妥当なるや否やは、筆者のよく評し得るところではない。今後の研究の進展に俟ちたい。

ここでは、本論文の反響と思われる動きをひとつ紹介しておく。本論文発表後に刊行された村田陽一編訳『資料集、コミンテルンと日本』③(大月書店、一九八八年五月)に添付された別刷の同書②(一九八七年四月刊)の訂正表に、それと思われる動きがある。すなわち、コミンテルン執行委員会幹部会会議における「三二年テーゼ」に関するクーシネンの報告で「絶対的天皇制」と訳出した四箇所を「絶対君主制」と訂正し、⑤また「三二年テーゼ」についても一箇所と同様の訂正がなされ、⑥さらに一九三二年に発表された片山潜の論文でも二箇所で「絶対主義的天皇制」が「絶対君主制」に改められている(7)ことである。

とくに注目すべきは、「三二年テーゼ」の誤訳訂正である。村田は、「三二年テーゼ」が日本で最初に紹介された際、その翻訳の仕上げにあたっての。その村田本人が、最新の改訳を初訳の姿にもどしているのである。このことが、本論文の基軸論点の第一との関係で如何なる意味をもつかはにわかに判断し難いが、無関係ではないことだけは確かなように思われる。

#### 六

基軸論点の第二である、「天皇制」と「天皇」の不可分離論(一)

原体質論は、維新政権、帝国憲法体制についての歴史認識、「象徴天皇」に関する現状認識、戦前・戦後を通じての「天皇制」論の理論史・研究史の三側面から組み立てられており、決して長いとは言えない論文ではあるが、ここで提示された見解はおそろしくハードに構築されている。しかし、あえて疑問を出しておきたい。

④戦前の「天皇制」の権力的性格を「絶対主義」とみることを自明の前提に本論文の論点は組み立てられている。しかし、それは、はたして自明なのだろうか。本論文の論述の範囲内においても、イデオロギー機能を媒介として権力基盤を獲得する「君主制」を「絶対主義」とあえてアナロジーする意味はいつい何か、という問題が浮かび上がって来る。換言すれば、この種の「君主制」一般を包摂しきれるほど、「絶対主義」の概念は普遍性をもち得るか、ということである。結局、この問題は、戦前の「天皇性」、さらにはそれを含む日本近代国家を理解する際の、国家論、そしてそれと相即的關係にある革命論の理論的枠組の批判的検討へと進み入らねば解決の見通しを得られまい。⑤と同時に、「絶対主義」説ではとらえきれない歴史認識を体系的に蓄積し、理論構築と関連させて行く必要があろう。

②本論文は「象徴天皇」について、それが政権の所在するところの意図にそう形で政治的に機能し、既成の国家体制を内側から支える役割をはたしているところから、権力をもたないその形式よりも、権力機構と無縁になり得ない「原体質」の方に注意を向けるべきだとしている。さて、これはどうだろうか。例えば、大革命後のフランスでは、正統王統派、オルアン派、ボナパルティストといった「君主制」を支持する政治勢力が、かならずしも権力をもたなくとも活発に運動し、それなりの政治的役割を演じていた。もちろん、「象徴天皇」の特徴は権力をもたないにもかかわらず、国家体制の内側からある種の政治的役割をはたしている点にあるが、国家体制の内側に封じ込められているために、その政治的役割を一定限度内に抑え込まれ、「君主制」復活を最大目標とするような固有の政治

勢力を自己のヘゲモニーの下に形成し得ないという面も見落すべきではあるまい。⑥要は、現局面を「原体質」回帰とみるか、それとも国家体制と「天皇」との「象徴天皇」（≡封印）的關係にかかわる新たな関係形式とみるか、である。

以上の疑問はさておき、本論文が現実との対決をふまえた歴史研究だけがもつことのできる知的醍醐味に満ちていることに、われわれは注目したい。現実と真摯に取り組む姿勢こそが、歴史研究を、「知の遊戯」に墮さず、真にラディカルな「知の冒険」たらしめることを、本論文はわれわれに教えてくれていると思う。

#### 注

①「三二年テーゼ」（「日本における情勢と日本共産党の任務に関するテーゼ」）は、「天皇制」に次のような内容規定を与えている。「日本の天皇制は、一方では主として地主として寄生的封建的階級に立脚し、他方では又急速に富みつつある強欲なブルジョアジーにも立脚し、これらの階級の棟領と極めて緊密な永続的プロックを結び、仲々うまく柔軟性をもって両階級の利益を代表し、それと同時に、日本の天皇制は、その独自の、相対的に大なる役割と、似而非立憲の形態で軽く粉飾されているに過ぎない、その絶対的性質とを保持している。」（石堂清倫・山辺健太郎編『コミンテルン日本に関するテーゼ集』青木文庫、一九六一年二月、八一―八二頁）

このように、「三二年テーゼ」は、「天皇制」を独占資本主義や半封建的地主的土地所有と併立した支配的モメントとして位置づけ、さらにそれ自体を「絶対主義」的と性格規定した。従って、テーゼは三つの支配契機から成る国家の総体を「絶対主義」と規定した訳ではなかった（中村政則「序説近代天皇制国家論」『大系日本国家史』四、東京大学出版会、一九七五年一月、一五頁）。しかし、「絶対主義」的と規定された軍事専制的機構をもつ「天皇制」が主軸的な支配契機であり、国家権力の中樞を掌握しているとされた以上、その国家形態の本質を「絶対主義」と考えるのも無理からぬところである。

② 「二七年テーゼ」（「日本問題に関する決議」）では、「政治権力は封建的要素たる大地主、軍閥、皇室の手中にあった。」（前掲『テーゼ集』三〇頁）とし、「日本国家の民主主義化君主制の清算」（同三一頁、傍点は筆者）を問題にしている。

③ 「岡野、田中の手紙」（「日本の共産主義者への手紙」一九三六年）では、「今日においては戦争を敢行せねばならぬ主要なる敵が、ファシスト軍部だということは極めて明瞭である。軍部は天皇制機構のうちの最も反動的な最も野蛮な帝国主義者である。」（前掲『テーゼ集』二〇六頁、傍点は原文ゴシック）とし、「天皇制」から「軍部」を区別・分離しているが、戦後はこの論理の延長で、「天皇制」から「天皇」が分離された。

④ 加藤哲郎「コミンテルンの日本像（一九二九—三一年）——『世界綱領』と『三一年テーゼ草案』——」「一橋論叢」第八四巻第五号、一九八〇年五月。同「『三二年テーゼ』の周辺と射程——コミンテルンの『中進国革命』論——」「思想」第六九三・六九四号、一九八二年三・四月。

⑤ クーシネン「日本帝国主義と日本革命の性格」本文掲出『資料集』②一八四頁。

⑥ 前掲『資料集』②一九二頁。

⑦ 片山潜「日本の情勢と日本共産党の任務」前掲『資料集』②四三四頁。

⑧ この作業の一部は、拙稿「一九七〇年代における日本近代国家論の批判的考察——日本近代国家論の理論的前提（その一）——」「歴史と教育の試み」第三号、一九八一年十月で試みている。

⑨ 「岡野、田中の手紙」の論理でさえ存否の論議を棚上げする方向をとらざるを得なかったような政治風土のわが国で、「天皇」を「象徴天皇」として国家体制の内側に封印せず、その外側へ投げ出していたら、戦後史はどう展開したであろうか。大革命後のフランスにみられたような政治的な有為転変との比較やら、冷戦下の世界情勢とのかかわりやら、興味のつきない「もしも」が湧き出て来

る。しかし、われわれにとつての関心事は、かかる「知の遊戯」ではなくして、「象徴天皇」の構造的全身、そして今後の諸々の展開可能性の把握にこそおかれねばなるまい。

（一九八八年八月二〇日稿）

### 永井秀夫「維新政府の対外問題」について

柴田洋子

明治国家の形成過程において、対外関係がどのような影響を及ぼしたかについて、「ここでは、廃藩置県以前の、いわゆる維新政府の段階における対外諸問題の概観と、維新政府のそれらにたいする対応の仕方を検討して見たいと思う」と、この論文は始まる。ここでは「大日本外交文書」を中心に、対外問題と対外政策の視点から、大きく分けて二つの問題点の検討をしている。第一は「対外的危機とはどのような問題があり、維新政府がどれにどのように対処したかということ」であり、「問題はその危機の深さと、変革に与える影響である」とし、対外的危機が直接に国内結束につながる、という考え方に疑問を投げかけている。第二に、「独立自主の体裁を求めするために維新政府はどれほどのことを具体的に考えていたのか」という様に、維新政府に独立意識や自尊心が具体化されていたか、また具体化されたのはいつか、という点について述べている。

まず外交的危機について、維新政府の強調する「対外的危機」は直接的な植民地化・従属化の可能性を意味するよりも、万国対峙に耐えられず、国家が一層の劣悪な地位に陥ることへの危機感を意味する。それは国家の集権化・富強化への焦躁をかりたためるために強調されたと言った方が実態に近い。つまり、外交的危機は個別処理・遷延可能なもので、内政上の危機感に比べれば深刻なものではなかった。むしろ内政上の課題と結びついていた。しかし協調政策や開明政策という外交的危機回避が国内対立を深め、国内や政治体制の実態との不整合を起こした。このために国内の集権化が必要とな

る。永井氏は「この様な対立の深化・不整合が集権化の方向をはやめることによってしか解決できなかったとすれば、廃藩置県をもたらした要因のなかに国際関係を数えこむことは不当ではないと考えられる」と述べている。

次に、独立自主の体裁については、駐屯軍撤兵問題において、それが列国（特にイギリス）の政策利害に基いて行われた。つまり列国の極東政策の枠内で処理されたのであり、日本のナショナリズムの要求が達成されたのではないという点、また列国の疑惑を招かない範囲内で、国権を存しない国際関係を閉こうとした隣国朝鮮との外交等の点から、「維新政府は強い国権主義的な志向にもかかわらず、それを実現するための有効な手段と方向を発見していなかった」と述べている。国際関係の厚い壁にはばまれ、試行錯誤的な外交政策を行っていた状況であり、「欧米に従属、東アジアに侵略という明治外交の二面性が、維新政府の段階で形成された」とは言い難いとし、それを廃藩置県以後としている。

討論では、対外問題に内政との関わりを考慮している点で高く評価できるという意見があった。従来では対外問題↓国内結束という構図がとられていた。永井氏の論はこれに内政を絡め、対外問題↓問題回避↓国内対立↓国内結束の必要性↓国内結束へという骨格を持っており、その点で従来にない新しい論であると評価できよう。

#### 幕末政争と国是

#### 「原口清「近代天皇制成立の政治的背景」について

大湖賢一

この論文において原口の最大の問題意識は、戦前の天皇制の大きな特色である「天皇親政主義」の前身を明らかにすることにある。言うまでもなく幕末の政争は、外圧に対する開国・鎖国攘夷の対立国内体制における朝・幕・諸侯の相互のありかたをめぐる複雑な展開をみせた。そして、この政争を個別の利害関係や戦術的な駆け引きに限定せず、「領主階級全体の共同利害にもとづく統合への努

力」という側面に目を向けたとき「国是」の問題の重要さが浮きぼりになる。

国是とは、「対外的・国内的に分裂した諸意志を統一し得る最高国家意志」であり、真の国を確立するために幕府・摂関制度も否定され、雄藩連合政権と公議政体論的政権構想は換骨奪胎させ、少数の貴族と雄藩出身の政治家による天皇親政主義を実現することがこの時期の大きな課題であった。

さて、国是確立の過程を見るときに最も重要な路線として常に意識されるのが「公武合体」である。公武合体を実現しようという動きも様々にあるが、大きく言えば①公武合体を朝廷・幕府間の少数首脳に結合に限定し、旧来の伝統的身分秩序と寡頭専制支配体制は温存しようとする路線（一橋慶喜）、②成長しつつある「領主的封建民主主義」の基礎の上に構築し、雄藩諸侯を国是の決定に参加させる（島津久光など有志大名）、③破約攘夷を絶対視し、幕府・雄藩にこれを遵奉させることにより全国一致の体制を実現させる（長州藩・尊攘派公卿）などの路線がそれぞれの思惑で動いていた。

この中、文久二年から翌三年春にかけて将軍家茂の上洛をめぐる国是決定の運動が江戸と京都の間で活発に行われる。詳細は省くが、文久三年五月一〇日の攘夷決行と征夷委任の勅書が出されたことにより、いわゆる「文久国是」が決定される。

この「文久国是」は攘夷の決行とともに、政権と最高軍職としての征夷大將軍との分離の端緒を完全ではないが開き、また朝廷Ⅱ国家最高意志を決定する中心機関であり、幕府は従的な地位にすることを明らかにしたことに画期的な意義がある。

しかし、「文久国是」の実現は、攘夷の決行をまかされた幕府が攘夷を横浜鎖港問題にすりかえ、また諸侯の多くも慎重な態度をとったためまったく不十分な形で終わってしまった。

その後、政争は朝廷改革による参与会議の設置を中心に参与諸侯が朝廷の意志決定に参加するようになり、幕府との対立を強めていったが諸政治勢力の妥協の上に「元治国是」が成立した。これは、

横浜鎖港の実現、海岸防備の充実、物価安定・万民救済を方針としていた。しかし成立後すぐに起きた禁門の変に象徴されるように、国是自体が国内最高規範としての生命を得ることなく「元治国是」は破綻していった。

結局、慶応三年一二月に成立した王政復古政府は、「朝幕二元的政治傾向を朝権帰一という形態」で最終的に解決し、公武合体路線は否定された。これは「一橋慶喜公武合体路線」を全面的に否定し「松平慶永・島津久光的公武合体路線」の幕府の存在を前提とした側面は否定され、「諸侯的封建民主主義の側面」は継承されたのである。そして「新政府は、まず雄藩連合政権という封建民主主義の一形態」として発足したのである。

この原口論文の最も評価できる点は、文久国是から議論を始め大政委任がこの時期より問題になることを確認できた点であろう。しかし、一方で論文が肝心の大政奉還前後の動きを詳しく論述していないためか、一橋慶喜公武合体路線の破綻がどのように大政奉還につながるのかが少々わかりにくい。

また、封建民主主義とはどのような概念だろうか。一般には市民革命の前段に見られる貴族共和政として理解されるが、はたしてそのような理解で良いのだろうか。やはり、維新政府の性格をめぐる例の絶対主義論争のなかで位置付けて再検討する必要がある。

## 石塚裕道 「天皇制国家の形成と

### 『富国強兵型』都市」に学ぶ

新井一弘

(一) 論旨の概要。……紹介にあたって報告者の力量不足による誤解のおそれを含み且限られた紙数内での要点列記である事を予めお断りしたい。「まえがき」で論者の意図を横浜と東京を一組の関係として一九世紀後半の両都市を窓口天皇制国家の追求にあるとした上で、本論を①「半植民地型都市の成立」、②都市下層社会と都市問題、③市街地の改造と「富国強兵型都市」に分け明治維新から

国家体制確立期までを論及している。

① 外庄により江戸の外港として開かれた横浜には巨大な居留地がおかれ、維新後の東京築地にも居留地がおかれたが、要塞、兵舎、官庁、居留地が組み合わされたインド植民地都市とは違っていた。横浜を居留地貿易都市、外国勢力の防波堤とし東京を国家支配の首都とした政府の分業政策もイギリス資本の要求に応えた鉄道開設：明治五年、新橋―横浜間：による東京中心部の連結と汐留、銀座、築地の地帯化で変更を迫られる。

銀座通りの煉瓦街事業の推進と挫折は『文明開花の象徴としてロンドンをまねたこの事業も植民地建築の例外でなく』また天皇制国家権力による文明開化政策は農民の伝統的生活や底辺民衆を収奪破壊しつつ新たな文化を造り出し、『文明開化』も『本質的には「半植民地型文化」といえる性格をそなえていた』と評価しようという。

② ここでは東京居留地と接したスラムの存在を指摘した上でスラム地域の一般的特質、下層社会の状況を住居、職業、伝染病、火災などの問題から分析、検討を加えている。また府県や警察による建築規制や防疫体制の進捗と市街化の関連もとりあげ、『都市問題とは社会問題と環境問題の近代的貧困』であるとし、都市の発展の規制は水の問題であったとする。

③ ここでは対外的契機に触発され、国家威信の確立を目指す都市街地の改造事業を焦点に諸問題を取り上げている。市街化計画は芳川府知事案によって明治一五年から本格化するが、その案には民権家、田口卯吉の品川築港論も反映され政治、経済の統合にたつ国家首都の意図が貫かれている。すでに明治一年の横浜輸入商品の七割が東京運上所を経て日本橋に送られていた。芳川が内務省在官のまま府知事の職にあったように自治のない東京での市街化計画は内相山県の主導によって進行する。一七年の市区改正審査会をへて品築案は工事経費の少ない横浜築港となり、東京の政治都市化が方向づけられ、二一年の元老院の審議で確定する。この背景には陸軍拡張と首都市街化を「事物の権衡」とした山県の富国強兵路

線があり、内容として道路事業、上水道改良、横浜築港の関連が問題とされる。この期から東京は天皇制国家の「富国強兵型都市」へ転換したと言える。

(2) 所論への若干の私見。……問題点の整理に代えて。

① 状況からの△型▽規定と国策による転換、富国型都市の基準がよく分らない。

② ②の都市問題と所論の意図との関連。下層社会が都市形成、国家形成にどのように関わるのか。この期の歴史主体をどの社会層と認識するか。

③ 文明開化の歴史的評価、とくに自由民権運動との関係について問題がありはしないか政策としての面と受容主体の認識面が考慮されるのでは。

④ 都市形成を政治、経済の分離または統合という権力者の意図で性格づけられるのだろうか。横浜開港場自体が政治外交の場であったとし、そこを起点とした神奈川県歴史代県令が外交経験者である事や政治外交の機能と県治の中心を担うのが横浜では。

⑤ 天皇東遷、宮城設営、軍事中心地から、統治機能の集中に伴う東京の諸変化と旧来からの江戸地廻り経済、問屋町、警察関係などの再編成が東京では視野におかれよう。横浜では開港と地域の地帯化、さらに県治体制成立の特質との関係が重視されねばなるまい。

(3) 結びに代えて

都市史にすぐれた業績をもたれ、県史各論編の執筆者である石塚氏の所論から数多くの事を学ばせて頂いた。と同時に社会史と政治史、国家史の接点が大変に困難であること及びこの分野からの研究が今後とも歴史学の内容として課題視されねばならないと痛感した次第である。

## 維新政権の性格規定をめぐる

内田修造

本年三月、京浜歴史研究春の合宿において遠山茂樹編『近代天皇制の成立』をテキストとして勉強会を行った。私は、本書所収の第四論文、田中彰「大久保政権論」を報告した。

本論文は、近代天皇制の原型創出的位置にある大久保政権を、従来「等閑視」されてきた岩倉使節団との関連を明らかにすることに よって、大久保政権の通説的理解を訂正し、さらには近代天皇制の通説的性格規定を是正するところに狙いがあるように思われる。

そこで、本論の構成一、大久保政権の成立と岩倉使節団、二、明治六年の政変と大久保の構想、三、大久保政権の構造とその特質一に即してその概要を紹介し、勉強会での討論をふまえて若干の問題点を考えてみたい。

(一)

一 大久保政権の成立と岩倉使節団

岩倉使節団と大久保政権との関連を積極的にとらえる理由は以下の理由による。

① 岩倉使節団構想は、一八七一年(明治四)八月以降に、それまでの大隈の構想を排除し、大久保・岩倉・木戸ら薩長中心のそれへと急激につくられた。

② 岩倉使節団の構想は、理事官は薩長中心だが、書記官、随員には多数の旧幕臣が占めており、大久保政権のプロトタイプともいえる。

③ 大久保の欧米体験の問題

① 自己の体質は旧いにもかかわらず欧米文明を近代化の尺度とし、それにならうことを基本的な発想としていた。

② 大工業国・貿易国としての欧米諸国、その発展の結果として



の社会的矛盾に注目し、それへの対応をも学び、近代ブルジョア国家ないし資本主義をその原理的なところまで洞察した。(自由民権運動への対応もそうした認識にもとづいている)。

① 大久保の立憲制に関する認識はイギリスにおける立憲君主制を念頭に置けること「近代天皇制がプロシアをモデルにしてゆくのは一八八〇年代、即ち明治一四年の政変後、岩倉・伊藤・藤ラインにおいてである)。ビスマルクとの会見で「万国公法」が「大国」の力で左右され、その力とは軍事力であることを思い知らされる。この国際社会と「万国公法」との現実認識が大久保政権の対外政策に大きく影響した。

## 二 明治六年の政変と大久保の構想

### ① 明治六年一〇月の政変をめぐって

① この政変は岩倉使節団としての外遊派と留守政府との対決であり、これが基本をなす。

② この外遊派は欧米回覧の体験を共有する「ナショナルな連帯感」をもつ「薩長派の再編」||「新薩長派」であり、非「征韓」派として留守政府||「征韓」派と対峙した。

③ 大久保が帰国後、留守政府に対して「泰然トシテ傍観仕候」と傍観拱手の態度をとったことにたいして、毛利敏彦のように条約改正交渉の失敗↓大久保の自信喪失↓大久保の政変への対応という理解をするのは誤りである。

④ 岩倉使節団出発までの参議は薩長土肥の均衡のうえに成立していたが、留守政府にあつては、一八七三年五月二日の「太政官職制」による参議への権限集中とあいまって土肥とくに肥前派中心に移行し、これに西郷が土肥と足並みを揃えていた。帰国直後の大久保が「傍観」する所以はここにある。

⑤ この政変の背後には、形成期の官僚機構とそれをめぐる対抗、これに疑獄事件と藩閥の対立がからむという構造的な藩閥拮抗があった。

以上の点から、明治六年一〇月の政変は、「征韓」論問題をめ

ぐる抗争の形態をとっているが、それは原因でなくて結果であり、内実は岩倉使節団と留守政府との内政・外交をめぐる主導権問題が、藩閥的要素とからんで外遊派||新薩長派と留守政府||土肥派の対抗となり、政変へと発展した。

### ② 大久保の立憲構想

大久保は「立憲政体に関する意見書」でイギリスを参考にして「君民共治ノ制」を提起し、しかもその日本の対応を問題とした。いかなる政体でも「不羈独立ノ権勢」がなければ「百端ノ国政ヲ裁決施行スル」ことはできないことを強調し、欧州各国の政体を学ぶにあたって、「其主宰ヲ失テ氣脈相通セス、守備相応セサルカ如」ことないようにしなければならぬと主張した。「君民共治ノ制」を目標に掲げながら、当面は天皇||太政官に権力を集中した体制を主張した。伊藤博文の言葉を借りれば「君權ヲ定メテ民權ヲ限ル」||「漸進主義ノ立憲政治論」であった。先進国欧米のブルジョア国家のあり方を認識し、その認識の上に日本の未来のブルジョア国家を目標としているが故に、後発国としてそれを実現するための権力は、逆に君権優先の専制的形態でなければならぬとする大久保の認識は絶対主義という規定だけでは包みきれない。一八七五年の大阪会議、それにもとづく漸次立憲制樹立の詔勅、讒謗律・新聞紙条例の公布などはそうした観点から見直しが必要で、これを絶対主義の政策とみるこれまでの見方は、大久保政権に内包する近代国家の原理や近代社会の矛盾を認識し、日本の未来へのブルジョア国家を見通していたが故に選択された専制化という一九世紀後半における後発的な近代国家形成の特質を見失うことになる。

### 三 大久保政権の構造とその特質

大久保政権の構造とその特質は内務省を中核とする三省体制・藩閥的色彩・地方支配・北海道と沖縄支配にある。

一〇月の政変後、十一月一〇日大久保の主導権確立を制度化するものとして内務省が設置された。この内務省と大隈重信(肥前

派から新薩長派へ移行)の大蔵省、それに伊藤博文(木戸から大久保に接近)の工部省とによる三省体制を基軸とし大久保政権は成立した。官僚数・歳出額からみても三省は支配的な地位にあることが明らかである。また、大久保政権における藩閥の要素(維新当初の郷党的派閥ではない)と旧幕臣の要素(実務・技術官僚)はこの政権を規定した二大要素であり、それが官僚機構の中で構造化されていたゆえに、「文明開化」的諸政策に富国強兵政策に上からのブルジョア国家の基礎づくりを推進しえた。地方支配はそのトップを藩閥でおさえつつ、旧幕臣(実務・技術官僚)と藩閥とを巧みに組合せながら、重要府県や開港場、あるいは反藩閥的地方をコントロールしている。大久保政権の北海道開拓の特質は官主導による実験場としての投資型の内国植民地であるところであり、琉球は内国植民地たる性格は共通しているが、「投資型」ではなく、「旧慣温存」策による収奪に重点が置かれた。

## (二)

本論文の第一の特色は、大久保政権を統一権力の成立過程における指導権の確立過程(政治権力における指導権掌握の如何は、それを掌握しようとする政治勢力がいかなるプログラムを持ち合わせているかによることは一般的に言えると思う)として考察しているところにある。内容にそくしていならば、「米欧回覧」による体験を共有することによって将来を展望する戦略と戦術をもって形成された新政治勢力に「新薩長派」が指導権を確立する過程として考察したところにその特色がある。第二の特色は上記の視点に立つがゆえに新政治勢力の指導者大久保の将来構想を検討し、君権優先の専制的権力が主体的に選び取られていることを明らかにし、従来の絶対主義規定に疑義を呈しているところにある。

原口清は大久保政権を「絶対主義の原型」(『近代国家の形成』)という規定をしており、また、池田敬正は「維新権力の階級的性格は……絶対主義そのものです。だが、国家の統治形態は古典的なもの

のところが」(『ジウム日本歴史 明治維新』)と述べ、中村正則は「藩籍奉還・廃藩置県をへて士族反乱の鎮圧・大久保独裁の完成までを明治維新の終期とし、それを天皇制絶対主義の一応の成立とみる」と(『序説、近代天皇制国家論』、『大系日本国家史4』所収)主張している。従来の研究史が天皇制の専制的性格を歴史発展の一般的法則性、すなわち社会構成体の継起的発展を基本として説明しようとしている点で共通している。そうした研究史に対し、田中は近代国家の原理や近代社会の矛盾を認識し、日本の未来へのブルジョア国家を見通していたが故に選択された専制化という一九世紀後半における後発的な近代国家形成の特質を対置しているものであり、絶対主義という「普遍」概念の適用が歴史的特質を見失わせているというのである。

しかしながら、絶対主義概念の適用を誤りとして排するには、ヨーロッパにおける封建制から資本制への移行期に表れた国家形態の規定として生まれた絶対主義概念を日本へ適用するという枠組みに一切の疑問を差し挟まず、ひたすら絶対主義で説明しようとする方法の批判をしなければなるまい。残念ながら田中の論文にはそこまで踏み込んだ指摘はない。それにしても、西ヨーロッパにおける封建制から資本制への移行期に現れた国家形態に絶対主義をそのまま普遍概念として日本に適用し、しかもそれが科学と自称してきたことにあらためて驚かざるを得ない。

下山三郎 「天皇制国家権力と

自由民権運動」を読んで

市川 丈

本論文では、明治政府の一元的統治組織が成立していくまでの過程が、政治・経済面から解説されている。そして終わりの方で、本論文のテーマである、「なぜ、維新後一〇年にして、民権運動が、「全国的」に、かつ「早朝」に展開したのか。」その原因の解明が試みられている。

まず冒頭で、「一般に、封建制下では、経済的支配と政治的支配とは不可分に結びついていた」のであるが、「明治政府は、廃藩後、経済と政治の支配権を分離し、別個に行使した」と述べられ、政治面の分析から始められている。

○ 廃藩↓明治政府は、全国に有効な法律制定権・地方官の任免権などを掌握↓統一的行政区画を設定↓一元的中央集権的行政機構が一応成立。

○ 徴兵制による常備軍の確保

○ 裁判権を司法省の下に統一。

以上、行政機構・常備軍・裁判機構の端初的な成立により、政治的支配は明治五〜六年頃にまとまりを得たようである。

一方、経済面では、多くの問題が生じる。

○ 国税⇄地租改正により地租中心↓しかし、重い負担は変わらず、しかも収税期が収獲期直前にあてられたなどの矛盾がある。

○ 地方税⇄民費・府県税⇄制度的にあいまい。各地方で税負担に大巾な差別。当時、明治政府としては、民費・府県税を整備し、早期に均一税法として制定することが必須であったはずである。

そもそも、特に民費は、従来租税として存在していなかったものを、新たに定めたために、人民に一層の増税感を与えたのであるが、地方行政にとって、民費はもはや不可欠の財源となつてしまひ、廃止することはできない。この板ばさみから、改正事業は難航する。

下山氏は、経済面にこのような諸問題が生じるのは、実は一段落ついていたと思われていた政治的支配に大きな欠陥があったからだと指摘している。つまり、一般に、市民社会と国家との分離が起こる場合、「市民革命」により、また「段階的」に進むため、分離は社会的分業の発展度合に応じて進む。また、分離の初期段階では、「王権を頂点とする統治機構」と「領主的統治機構」との二本立ての支配が行われる。しかし、日本の場合、特殊なコースをたどり、分離は、「頂点の組織」により「一挙」に行われて「一元的統治機構」

が成立し、また「一挙」に「領主的統治機構」が消滅してしまつた。このため、明治の始めの頃には、政府と人民とを結ぶ補助的機関が欠如していたのである。明治政府は、この補助的機関の存在の重要性を、はじめのうち自覚していなかったが、三重・茨城の大農民暴動をきっかけに、補助的機関として府県会を設置して、人民に若干の政治的権利を与えるかわりに、人民統治の末端装置としての役割を期待した。この府県会の設置により政治的再編成は本格的に成立する。また、三重・茨城の大農民暴動のあと、明治政府は、地租・民費について農民側に譲歩し、地租・民費をそれぞれ地租の三%↓二、五%、一%↓〇、五%へと切り下げた。従来、農民はたとえ農民一揆などで勝つても、一時的な年貢減免を実現しえた程度にすぎなかったが、この暴動による減税の勝利は、法的な裏付けがあるだけに、法律が有効である限り半永久的に減税が約束されたことになる。ところで、地租納入期なども、この暴動後、大巾に改正され、三新法の成立による民費の改正も実現して、経済的再編成もまとまりを得た。これにより明治政府固有の一元的統治組織は成立したことになる。

さて以上をふまえて最後に、本論文のテーマ、「なぜ民権運動が早期に、全国的に展開したか」の理由の一半が述べられている。

○ 農民は、従来、全剰余生産物の提出者であったが、明治一〇年に租税未納者の身代限処分が廃止されたことで、政府の統治活動の経費提出者となり、完全な隷属から解放された。

○ 同一法規による租税徴収が始まつた結果、農民が他地域の農民と利害の一致をみられるようになり、より総体的かつ具体的に目的意識をもてるようになった。

○ 府県会の設置は、政府の意図とは逆に、人民に合法的な政治活動をなしうる拠点を与えた。

これらによる社会的立場の向上は、上述の減租の勝利なども相まって意識的向上と結びつき、政府の一方的な租税決定権に不満が集中していった。こうして、租税共議権の考えが人民の間に

生まれ、その実現のために立憲政体樹立の考えが生まれていく。こうした動きは、天皇主権論など体制そのものに深刻な矛盾をはらんでいる政府にとって、危機的な事態であった。このようにして、この論文はしめくくられている。本論文は受験レベルの日本史しか知らない私にもわかりやすくまとめられていた。

## 帝国憲法の評価について 後藤 靖「帝国憲法の発布と

世論の動向」を読んで

植山 淳

去る三月、本会の春の合宿では遠山茂樹編『近代天皇制の成立』（一九八七、岩波）をテキストとして勉強会を行った。私はその際、後藤靖氏の第七論文「帝国憲法の発布と世論の動向」の報告を担当した。そこで本稿では後藤氏の上記論文を簡単に紹介すると共に、勉強会での議論をも踏まえ、いくつかの問題点、疑問点を提示してみたい。この作業は帝国憲法の意味を私なりに考え直してみる糸口となるであろう。

後藤氏の本論文は、帝国憲法を天皇主権の正統性とその権力作用を明文化したものと捉え、帝国憲法発布前後の改進黨系新聞の憲法に対する論調を見ることにより、改進黨の天皇制国家に対する根本的政治姿勢を問おうというものである。（第一章）

後藤氏は、まず帝国憲法発布直前の論調として新潟新聞と静岡大務新聞を分析し、憲法発布の前段階に於て、すでに両新聞とも憲法制定の手続き論（憲法制定局の設置要求）を放棄し、欽定憲法受容論を展開しているとし、また責任内閣制や弾劾権規定の要求も放棄してしまっていると述べている。（第二章）

さらに憲法発布後は各新聞とも帝国憲法を「陛下の恵撫慈愛」の賜物とし、その遵守を呼びかけている。さらに天皇主権については各新聞ともそれを完全に承認し、その根柢は「万世一系の皇統」に求めている。このことは早くから改進黨の小野梓の主張していた「

主権在國家論」も完全に放棄したことを示している。

ここで後藤氏は特異な論旨を展開しているものとして「信濃毎日新聞」の論調を紹介している。これも天皇主権については完全に承認しているものの、その受容に関して「統治と執行の別」を説き、天皇は統治するものであり、その統治とは「立法、行政、同法の執行運用を統へ治むるものにして、実際に手を下すものにあらず。」と理解しているのである。これについて後藤氏は「主権の原理は階級的性格を基本的に規定するもので、君主主権か国民主権かが前近代國家と近代市民國家とを根本的に区別するのである。そして主権がどこに存在するかによってその執行の政治的支配の内容が決定される。」といい、この理解を評価はしつつも基本的には誤りであるとしている。

にもかかわらずこの信濃毎日新聞も帝国憲法に全面的に賛意を示していく。これについて後藤氏は「法は死物なれば、之を活用するは人にあり」という考え方があり、また時代の変遷、人智の発達と共に憲法の規定の枠組みは次第に拡張されるという樂觀主義があったと説明している。（第三章）

最後は帝国憲法における帝国議会の権限についてであるが、これについては各紙ともきわめて高く評価している。なかでも神戸又新聞は、帝国憲法第五条「天皇ハ帝國議會ノ協賛ヲ以テ立法權ヲ行フ」と第三七条「凡テ法律ハ帝國議會ノ協賛ヲ經ルヲ要ス」を「則ち我々人民が大政参与の権を拜受した」ものといひ、さらに第三八条「兩議員ハ政府ノ提出スル法律案ヲ議決シ及々々法律案ヲ提出スルコトヲ得」と第三九条「兩議員ノ一ニ於テ否決シタル法律案ハ同會期中ニ於テ再ヒ提出スルコトヲ得」によってそのことはさらに実体化されているとしている。

また衆議院の予算審議権に関する第六四条「國家ノ歳入歳入ハ毎年予算ヲ以テ帝國議會ノ協賛ヲ經ヘシ（後略）」と第六五条「予算ハ前三衆議院ニ提出スヘシ」

については、各紙とも衆議院の権限を重視したものととして、高く評

価している。ただし第六七条「憲法上ノ大権ニ基ツケル既定ノ歳出及法律ノ結果ニ因リ又ハ法律上政府ノ義務ニ属スル歳出ハ政府ノ同意ナクシテ帝国議會之ヲ廢除シ又ハ削減スルコトヲ得ス」に關しては疑問を呈する新聞もあつた。

このように帝国憲法の権限に關する条文について、後藤氏は国体及び天皇主權論と切り離して考える限りでは、立法、予算に關しては君民共治制とみることが出来る限りでは、議会はあくまでも天皇主權の協賛機關にすぎず、議會は決して主權の分有者ではなかつたとし、それにもかかわらず立憲改進黨系諸紙が欽定憲法を支持したのは、結局立憲改進黨もこの時点で天皇制國家の翼賛者として自らを位置づけるに至つたとしている。(第四章)

以上が後藤氏の論文の主旨である。私は氏の見解に對して二つの疑問点をあげておきたい。

まず第一点として信濃毎日新聞の論調のなかでの「統治と執行の別」についてであるが、この説明をはたして誤りということが出来るだろうか。確かに帝国憲法は氏の述べられた通り、天皇主權の正統性とその権力作用を明文化したものとえようし、また主權の存在が國家の階級的資格を基本的に規定するということについても同意できる。しかし氏のいわれる「君主主權が國民主權が前近代國家と近代市民國家とを根本的に區別するのである。そして主權がどこに存在するかによつてその執行の政治的支配の内容が決定される」ということは納得できない。なぜなら氏のいわれるとおりなら、帝国憲法は一九四五年まで天皇主權を規定し続けたわけであり、日本は昭和まで一貫して前近代國家であり、またその間、政治的支配の内容は全く変わらなかつたということになつてしまふだろう。

さらに第二点として後藤氏は帝国憲法における帝國議會の権限について立法、予算に關しては君民共治制とみることができるとしながらも、帝國議會はあくまでも天皇主權の協賛機關にすぎず、議會は決して主權の分有者ではなかつたとし、にもかかわらず立憲改進黨系諸紙が欽定憲法を支持したのは、結局立憲改進黨もこの時点

で天皇制國家の翼賛者として自らを位置づけるに至つたとしている。しかしそうだとすれば、天皇制國家の翼賛者とならずに済んだ人はどこに在るのだろうか。

私はこのような評価の仕方はあまり意味を持たないのではないかと思う。ここで私は信濃毎日新聞の「法は死物なれば、之を活用するは人にあり」という考え方の重要性を指摘したい。これは氏のいわれるような樂觀主義などではないであろう。現に本会ではかつて坂野潤治氏の『明治憲法体制の確立』(一九七一、東大出版会)を読んだが、ここでは日清戦争後、議會が予算審議權を楯に明治國家に讓歩、妥協を迫り、ついには憲政會による政黨内閣を發足させた様子がいきいきと述べられていた。もちろん後藤氏のいいかたをすればこの議會も「天皇制國家の翼賛者」であり、上述のような事實は「天皇制國家の翼賛者」同士のヘゲモニー争いに他ならないといえるだろう。しかしこの運動をそれだけの評価にとどめてしまふことは正しいであろうか。その時々何ができただか、何が出来るのかを考えたとき、これらの評価も各々可能だろう。

「法は死物なれば、之を活用するは人にあり」という考え方から、我々は帝國憲法及び帝國憲法下の政治史研究において、より現代的な意味を持たせることができるのではないだろうか。

### 芝原拓自「帝國憲法体制の發足と貴族院」について

青山 永久

芝原拓自はこの論文で、初期帝國議會(第一議會から第六議會まで)を対象としながら帝國憲法に議會体制における貴族院の現実的な機能や役割を検討することによつて近代天皇制の國家機構やその歴史的性格の一面に照明をあてようとしたわけである。

かれはこの論文を三つに大きく分け、最初を「貴族院の組織と權限をめぐって」と題している。

その中で芝原は次のように述べている。

貴族院の組織や権限は、政府の専制的権力機構の独立性を守る機能と役割を期待されて作爲され構築されたものである。つまり衆議院をおさえる目的があったということである。そういう目的でつくられた貴族院は勅任議員と皇族・華族の特権身分からなっており、政府も解散権を有しないほどの相対的自立性が保障されていた。また、立法権・予算審議権においても衆議院と実質上対等な権限をもつことが帝国憲法によって保障されていたといえる。それは枢密院の圧力によって予算審議権から生ずべき国民代表衆議院の特権と効力が憲法において不明確にされてしまったからである。

続いて「強兵富国の予算案と民党・貴族院」という題で、かれは次のように書いている。

積極主義(軍備拡張・産業基盤育成)をめざし、内閣行政権の優位・独立を理念とする藩閥政府と政費節減・民力休養をとまえ、政党内閣への接近をめざす民党とは当然のことながら政治的に対立した。藩閥内閣は実質上衆議院と対等な予算審議権をもつ貴族院に対して衆議院を牽制してくれることを期待した。しかしながら貴族院内がかならずしも一つにまとまっているわけではなく、ときには藩閥政府の意向に反する考えをもつ者がかなりの数にのぼったことは事実であり、政府はその対応に苦心することもあった。

また後議の貴族院が審議する予算「原案」とは先議の衆議院の予算案(修正案)なのか、それとも政府案なのかという問題点がおこり、天皇の勅諭によって、貴族院は衆議院に何等羈束されず、衆議院が削除したものをふくめて審議する権限をもつとされた。かくして衆議院民党は予算先議権から当然発生すべき特権と効力を奪われることとなった。しかしながら初期議会において貴族院は、政府と民党とが妥協しえずかつ政府が衆議院解散予算不成立をも決断しえないとき、つまり第三議会のときにのみ政府のために防壁の役割をはたしたといえる。

最後に「民力休養・政治的自由と貴族院」という題で次のように書いてある。

民力休養や政治的自由の拡大をめざす衆議院の法律案に対する藩閥政府の拒否ないし値切りは貴族院による法案の否決ないし修正によってのみ可能であった。したがって政府と民党の対決の帰すは、貴族院の意志議決によって左右されることとなったわけであるが、貴族院は一貫して民党の地租軽減・地価修正の法案を否決した。また民党の政治的自由の拡大をめざす諸案・諸改正案(保案条例廃止案など)も貴族院の反対をうけて不成立もしくは大きく修正された形で成立におわった。

芝原拓自はもともと幕末から維新期の研究をしていた人であるが、時代をさげて明治中期をとりあげたわけである。そのせいか、この論文がすぐれて新しい事実や、斬新な考察に満ちているかという点については疑問がある、との意見が出された。確かに手がたくまめであるが、そういう若干の不満が出てくるのもやむを得ないかもしれないと報告者(青山)は感じた。

### 由井正臣「田中正造における明治憲法観の展開」について

伊東富昭

本論では田中正造の明治国家との対決のよりどころが明治憲法であるとし、官僚・法律家とは違う正造の憲法理解・解釈の深化が、どのような状況の変化によるものか、また、正造は官僚支配をどう性格づけ、天皇・天皇制国家に対し、どのような国家観をもつか、について論及したものであり、正造をあくまで足尾鉞毒事件の根本的解決をめざした人物と位置づけている。

まず、明治憲法観については、従来の「欽定憲法を無批判に受け入れた」とする遠山茂樹・森長英三郎説と、「初めから批判的であった」とする東海林吉郎説のどちらもとらず、「現行憲法でも政党内閣実現可能」とした大隈重信の憲法運用重視の立場に近い見解であったとする。官制・軍制は天皇大権に属する政府側見解に対し、正造は、予算議定権をもって専制政府を抑圧しうる、政党内閣

こそ、真に国家・国民に対して責任を負う内閣と考え、「天皇も憲法上の徳義を守るべき義務あり」とする高田早苗に同調する。「立憲的」の意味について狭義には「帝国憲法規定の趣旨に適ふ」とし、広義には「規定の有無に拘らず、総て（人類普通の）『憲法の精神』に適ふ」というイギリス流解釈を主張している。中江兆民の「憲法点閲」主張のような批判的立場ではなく、「恩賜の民権」をいかに現実に適用し、効力あらしめるか、が正造の課題であった。であるから日清戦後の第九議會における自由党の政府との妥協は、責任ある議會の「無条件降伏」と映ったのである。が、まだこの時期には、国民の権利としての、政府・議會に対する監督権に期待を寄せていた。

足尾鉍毒事件を一八九一年の第二議會で初めて扱って以来、所有権（財産権）の不可侵、公益の保護を訴え続けて、日清戦争以来、「人民」こそ公という視点に立ち、「国家」即ち「吾々」と認識し、政府を相対化しその責任を追及するに至る。こうした当時としては稀な「人権」意識は、足尾鉍毒運動を通じて、「其損害を極ムレバ生命問題トハナル」という認識に到達し、さらに鉍毒の歴史から「亡国」（「憲法の精神」の衰滅）の理由を説き、農商務・内務ら各省大臣、特に陸軍大臣の責任を追求し、人権と自治の擁護による国家の再生を主張する。一九〇一年の天皇直訴も、天皇の仁慈にすぎた問題解決をはかったのではなく、広く社会に訴え論を喚起するための計画的な行動であったとみる。

結局、一九〇七年、谷中村は、原敬内相により土地権用法の適用を受け、廃村・遊水地と化した。その後も議會において、「憲法・法律を人道・天権から解釈し運用することへの期待」を表明すると共に、人民抑圧に対する政府批判を展開する。社会への影響力の程は知れないが、絶対主義的君主を頂点とする専制官僚支配の明治国家を否定し、国家の立ち入ることのできぬ神聖不可侵なる人権と自治を完全に具現した国家こそが人民主権国家である、と正造の国家観を結論づけている。

討論では以下の諸点が話題となった。

個人の人權は国家（「社会権力」）がより強大化した中では一体誰が保障してくれるのか。結局、強大な国家しか保障できないのではないか。中世における惣村の自由というのは、力によって保障されていた。国家権力の存在を前提として、自治と自治がぶつかり合った時の調停機関は何か。「人権」というのにも概念の違いがあるのではないか。「人権」の「人」というのは、「家族」「共同体」を前提としての「人」であろう。それを「個人」という現代の概念に置き換えてしまつてよいのだろうか。何故、最終的に正造が孤立し、観念論に陥ってしまうのか。生活基盤・人民から遊離し、急進化していく過程は、民権運動のそれと同じであり、いずれ熱烈なファシストに転化していく危険性も予想される。

以下、私見であるが、足尾銅山というところ、どうしても田中正造にのみスポットライトが当てられがちである。それが悪いというのではないが、事件が彼のみで進行したのではないということも事実である。鉍毒被害地住民の感情や行動を抜きにした足尾鉍毒事件論では、事件の全貌を明らかにし、問題の本質に迫ることはできない。由井論文の期する所は違うかも知れないが、悪名高き原書房『新編日本史』における正造と天皇讚美論者に対する充分な反証となっているだろうか。天皇直訴に関しては、日記・ノート等を利用した論及がなされている。しかし、やはり個人というものは弱いものである。住民の組織化・運動・敗北といった全体像が無ければ、結局、それもひとりよがりとなつてしまふ。なぜ運動が失敗し、正造が孤立してしまつたかの反省や教訓が何ら導き出せない所には、民権運動と同じで敗北史観に陥つてしまうことになる。

また、谷中村が遊水地化のため強制立退きにあつた一九〇七年には、足尾銅山で鉍夫による暴動事件が起きている。資本家・政府対住民という対立に、資本家対労働者という対立が足尾銅山を取り巻いて存在したのである。幸徳秋水は「田中正造翁は最も尊敬すべき人格である。今後十数年の後と雖も、斯の如き人を議員に得るのは

六ヶ敷むしかと思う。然るに此田中正造翁が、廿年間議会に於て叫こゝろんだ結果は、何れ丈どの反響があつたか。諸君あの古河の足尾銅山に指一本さすことが出来なかつたではないか。然して足尾の労働者は三日間にあれ丈どのことをやった。のみならず一般の権力階級を戦慄せしめたではないか。(原文傍点)と演説している。(「日刊平民新聞」一九〇七、二、一九、岩波文庫『平民新聞論説集』p、一八〇)相手は同じ古河市兵衛であつたが、この時期、労働者と地域住民が協同して闘争を組む気運は生まれていなかった。それぞれの抱えていた問題点も違つていた。鉱毒事件と労働運動と、別のものとして捉えられてきた両者を、何故結びつかなかつたのか、結びつけようとしなかつたのかという視点で見るとは無意味なことであらうか。

### 大石嘉一郎「地方自治制の確立

——行政村の定着を中心として——」を読んで

奥田和美

私たちは、『川崎警察署文書』を読み進んで行く中で、明治二〇年代の地方制度について概観しておく必要性を感じて、昨今大島美津子、坂野潤治両氏の業績を読む機会を持った(会報参照)。今回、合宿で取り上げた『近代天皇制の成立』所収の各論文は、私たちの勉強会で取り扱っている時期とも一致し、また様々な角度から各専門分野の研究者の方々の到達点を知ることができる。しかも「天皇制」の成立にとつてどの様な意味づけができるかという共通項で書かれていて、という点で本書は大いに期待されていた。

私の担当の大石論文は『川警文書』勉強会にとつて最も身近なものであり、大島氏『明治のむら』で確認した問題点などとあわせて考えてみるとさらに有意義なものとなる様に思われた。

本論文の内容を簡単に紹介しておきたい。天皇制の成立との関連では、地方自治制(一八八八年の市制町村制公布、一八九〇年府県制郡制公布)の確立をもって天皇制国家が確立するとしており、近代天皇制国家の地方支配・統合体制を、地方自治制を媒介として官

僚的統治に連繫した「地方名望家支配体制」と規定している。確立時期については、府県、郡レベルでは日清戦後経営期に、市町村レベルでは日清戦後経営期には未だ不確立で、地方改良運動の進展の過程で確立してきたとしている。従来の研究では、府県郡レベルが中心で、市町村レベルでの研究があまり進んでいないことを指摘し、本論文ではその点をふまえて地方支配・統合体制の定着を市町村レベルで明らかにすることを目指している。その際提出したのが、「行政村」という概念であり、「行政村」の定着とは、「行政村」が公共的機構と機能を有していく過程であると同時に「自然村」が「行政村」に包摂される過程でもあるとする。その過程を大石氏は町村民の日常生活に最も密接な教育行政、衛生行政、消防行政のあり方を通して検討している。教育、衛生行政では、学校長や衛生組合長に村内名望家を据え、彼らを通じて官僚的統治を実現しようとしたとし、消防行政では近世的消防組の組織をそのまま行政の末端組織化することで、「行政村」の定着をはかろうとしたとする。分析の対象とされた地域は東松山市、福島県伊達郡保原町、船引町である。町村制施行後、「行政村」の定着をはかっていく上で地方官が問題視していた点に、部落間対立や行政機構、能力の未整備町村レベルでの民衆運動の存在などがあつたとしている。特に国政委任事務の増大と財政難の矛盾が顕著となり、その解決策として「民力の振興」をもって「国家に対する責務」を果たすという内務省「地方自治の指針」にそうものとして地方改良運動が上から展開され、その過程で町村内有力者、名望家を取り込みつつ、「行政村」の定着を実現していったと分析している。

さて、私たちは、この論文から何を学ぶべきであらうか。『明治のむら』勉強会で指摘された問題と同質であると思われる点が本論文でも問題となるであらう。『明治のむら』で指摘されたのは、要約的に言えば、統治する側の視点で見た「地方自治」とは実は「自治」ではなく「官治」なのであり、住民の側から見た場合(たとえ「川警文書」などで明らかにした町村のかかえていた問題をど



う解決しているのかという視点)、自ら異なる「地方自治」像がかびあがってくるであろう、という点であった。著者も自ら述べている様に(本文注⑤)、現象面での問題点のとらえ方は、大島氏の観点を継承しているが、分析の対象を土木・勸業行政ではなく、教育・衛生・消防行政にもとめたところに新味があるといえよう。しかし、「地方自治」をどう考えているかという点になると、やはり「上」からの統治の対象としての「地方」という実態がかびあがってくるのである。それを果たして「地方自治」と言いうるのかどうか、やはり問題は解決されないまま残され、依然として私たちの研究課題であることが確認された様に思われる。

